

境界確定図作成等マニュアル

平成 31 年 4 月 1 日

1 目的

このマニュアルは平塚市（以下「本市」という。）の境界確定図の作成方法と、その作成に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) 1 スパン 境界点の 2 点間をいう。
- (2) ラップ 図面作成時に、新規確定区間と確定済区間をつなげて（点間距離に変化のない区間まで表示）図示することをいう。

3 境界確定図を作成するにあたって必要な事項

境界確定図を作成する場合、作成箇所の隣接地所有者より境界線についての承諾を隣接地所有者承諾書へ受領し、境界標を設置しなければならない。

4 隣接地所有者承諾書の作成方法について

- (1) 隣接地所有者承諾書は、路線及び水路ごとに作成する。ただし、隅切りや角地については、隣接地所有者承諾書の路線名称に接する路線名を全て記入する。
- (2) 隣接地所有者承諾書が複数枚にわたる場合は、次の順番でページをつける。
 - ア 幹道（真土・金目線等名称で記載する）
 - イ 認定路線の若い番号
 - ウ 認定外路線の若い番号
 - エ 水路
- (3) 境界立会では、隣接地所有者に対し境界線案について説明を行い、合意が得られた隣接地所有者から隣接地所有者承諾書に署名及び押印を受ける。
- (4) 隣接地所有者承諾書への記入について、署名者が隣接地所有者以外である場合は、隣接地所有者から署名者への委任状を併せて受領する。
- (5) 登記上の隣接地所有者が死亡している場合、本市が必要と判断した隣接地所有者の配偶者、子等の相続関係人より隣接地所有者承諾書、若しくは境界立会で署名・押印した者への委任状を受領するものとする。また、相続予定人が確定している場合（登記変更申請中である場合等）は、登記変更申請した日を相続予定人より確認した上で、その者から承諾を受領する。

5 測量方法について

測量を行う場合は、トータルステーション若しくはそれと同等以上の測量機にて行うものとする。

6 4級（任意）基準点の設置方法について

- (1) 4級基準点を設置する場合は、世界測地系を使用する。ただし、街区基準点設置区域外等世界測地系での測量が難しい箇所は、本市と協議の上で日本測地系若しくは任意基準点を使用する。
- (2) 本市が支給する基準点鉋は、コンクリート構造物に設置することを基本とする。ただし、構造物のジョイント部分や側溝の蓋等の可動部分には基準点鉋を設置しない。また、砂利道等で基準点鉋が設置できない場合は、本市が支給するプラスチック杭を埋設し、杭頭部に基準点鉋を設置する。
- (3) 基準点鉋の使用区分は、D I D地区では平四級を4級基準点に使用し、D I D地区以外では平多角を任意基準点に使用する。
- (4) 本市が支給する基準点鉋の設置位置は、可能な限り、他の基準点鉋が2点以上見通しできる場所とする。
- (5) コンクリート構造物に設置できない場合は、本市と協議するものとする。
- (6) 4級基準点が亡失又は変位している場合は、速やかに本市に報告し、本市と対応を協議するものとする。

7 3級以上の基準点に異常があった場合について

3級以上の基準点が亡失又は変位している場合は、速やかに本市に報告し、本市と対応を協議するものとする。

8 境界標の設置方法について

境界確定した場合は、次の基準に従い境界標を設置する。

- (1) 直線区間の市境界標の設置間隔は40m以内を標準とし、民地と民地の境界付近を避けて設置する。
- (2) ラップ区間の直線上の既設境界標が、境界標間の辺長が5m未満で、かつ、その境界標を撤去した場合の境界標間の辺長が40m以内のときは、本市と協議する。協議の結果、必要でないと判断された場合は、隣接地所有者の承諾を得て撤去する。
- (3) 沿線に境界未確定の道水路がある場合は、別紙1「境界確定における未確定の道水路の扱いについて」のとおり境界標を設置する。
- (4) 現地の構造上、境界標が設置できない場合等は、本市と協議の上で図上点とする。

- (5) 境界標の使用区分は、次のとおりとする。
- ア 境界杭は、土中及び舗装面に設置する。
 - イ 明示板は、コンクリート構造物に設置する。
 - ウ 鉾は、境界杭や明示板が使用できない場合に設置する。
- (6) 境界標印の使用区分は、次のとおりとする。
- ア 斜矢↗は、折点及び交点に設置する。
 - イ 直矢↑は、直線上の中間点及び方向止めの境界点に設置する。
- (7) 境界杭の設置施工方法は、別紙2「境界杭埋設 標準構造図」を参照する。
- (8) 市境界標は、本市が管理する道水路等の敷地内に設置する。
- (9) 境界杭、明示板、基準点鉾及び基準点プラスチック杭は、本市土木総務課が支給する。
- (10) 境界標の設置誤差について
- ア 新設の境界標の場合

境界点のX・Y座標は計算値による数値で決定されるので、設置時の許容誤差は下記のとおりとし、その範囲に入らないときは再設置する。

 - (ア) 明示板、鉾・・・X・Y座標値とも2mm以内
 - (イ) 境界杭・・・X・Y座標値とも3mm以内
 - イ 既設の境界標の場合

ラップ区間の境界点と既設境界標との許容誤差は次のとおりとし、その範囲に入らないときは本市の指示により正しい位置に復元する。なお、誤差数値は座標計算で算出し、ミリ単位を四捨五入したものとする。

 - (ア) 幅員 (W)

$W \leq 4.0 \text{ m} \dots 0 \text{ cm}$ とする。

$4.0 \text{ m} < W \leq 10.0 \text{ m} \dots 1 \text{ cm}$ までとする。

$10.0 \text{ m} < W \dots 2 \text{ cm}$ までとする。
 - (イ) 杭間距離 (L)

$L \leq 10.0 \text{ m} \dots 1 \text{ cm}$ までとする。・・・ $0^{\circ} 1' 00''$ までとする。

$10.0 \text{ m} < L \dots 2 \text{ cm}$ までとする。・・・ $0^{\circ} 0' 30''$ までとする。
- (11) 撤去した既設境界標を再使用する場合は本市と協議する。ただし、平成17年度まで使用していた境界標は再使用しない。なお、撤去した既設市境界明示板及び既設市境界杭は、本市土木総務課窓口へ搬入する。また、コンクリート製既設市石杭は土木総務課へ数量・搬入希望日を連絡し、道路管理課と調整・承諾後に本市豊田資材置場に搬入する。なお、豊田資材置場に搬入できるのは、本市発注案件に伴うものに限る。

9 既設境界標の確認について

- (1) 境界確定図の作図は、点間距離に変更があった点から1スパンラップさせる。
- (2) 許容誤差は前記(9)のイのとおりとし、その範囲外の場合は打合せの時に本市に報告する。また、既設境界点による幅員が一定でなく、かつ幅員の根拠が明確な場合の許容誤差は、本市と協議する。
- (3) ラップ区間で、1スパンの既設境界標の間隔が40mを超える場合は、該当地の隣接地所有者と境界立会を行い、中間点に新たに境界標を設置する。

10 境界確定図の作成方法について

- (1) 境界確定図はCADデータ(sfc形式)で作成する。
- (2) 境界確定図のサイズは次のとおりとする。
 - ア A3に作図範囲が収まる場合は、A3とする。
 - イ A2に作図範囲が収まる場合は、A2とする。
 - ウ A1に作図範囲が収まる場合は、A1とする。
 - エ A1に作図範囲が収まらない場合は、縦を841mm(A0縦。印刷できない場合は594mm(A1縦)も可)、横を1300mm以内のサイズとし、これを超える場合のみ境界確定図を分割して作成する。なお、分割方法については市と協議する。
- (3) CADデータ内のレイヤーは3分割以上とし、色の使分けは次のとおりとする。
 - ア 緑色・・・各種枠線の色、方位記号、文字(字名等、黄色で指定していないもの全て)、接合線
 - イ 黄色・・・境界線、地番、路線番号、境界点及び基準点番号
 - ウ 青色・・・現況平面図化部分(境界線と重なる場合は、境界線レイヤーを手前に表示)
- (4) CADデータ内のレイヤー色(RGB表色系)は次のとおり数値を指定する。

	R	G	B
黄色	255	255	0
青色	0	50	255
緑色	0	150	0

- (5) 文字等は図化した線に掛からないように見やすく表示し、見づらい箇所は拡大図を境界確定図内に表示する。
- (6) その他、境界確定図の様式及び記入例は別紙3～4のとおりとする。

11 境界標設置・撤去及び既設境界標写真

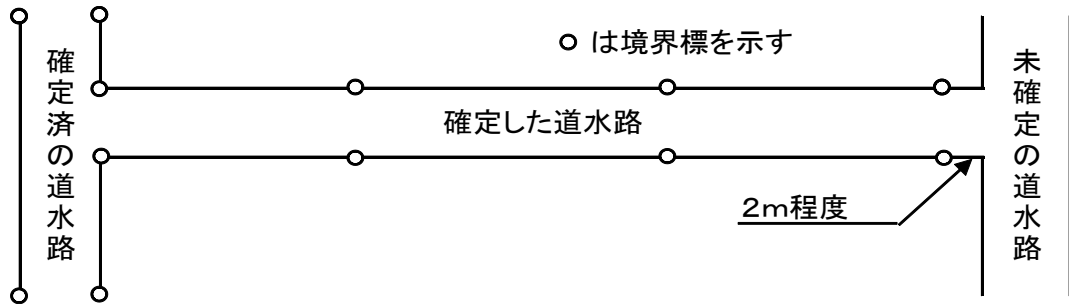
- (1) 境界標の写真は、1つの境界標につきA4用紙1枚を使用し、可能な限り大きく見やすく掲載する。
- (2) 次の3種類の境界標を撮影する。ただし、新設境界標と既設境界標の撮影の際は、座標値の位置にポールを立て、境界標との位置関係を明示する。
- ア 新設境界標の場合は、設置前の遠景、設置前の近景、設置後の近景の写真計3枚を撮影する。
- イ 撤去境界標の場合は、撤去前の遠景、撤去前の近景、撤去後の近景の写真計3枚を撮影する。
- ウ 既設境界標の場合は、遠景と近景の写真計2枚を撮影する。

以 上

境界確定における未確定の道水路の扱いについて

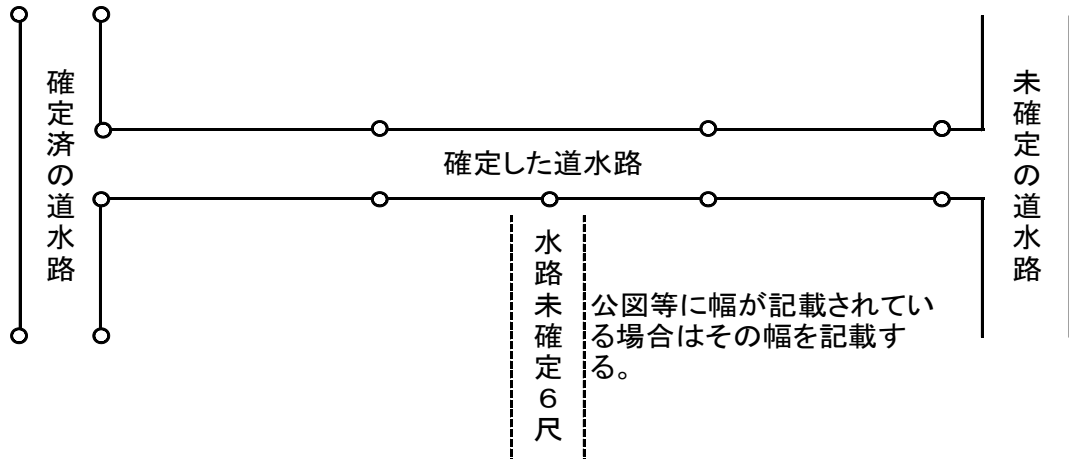
★未確定の道水路が起終点にある場合

未確定の道水路との交点付近から2m程度手前に埋標する。

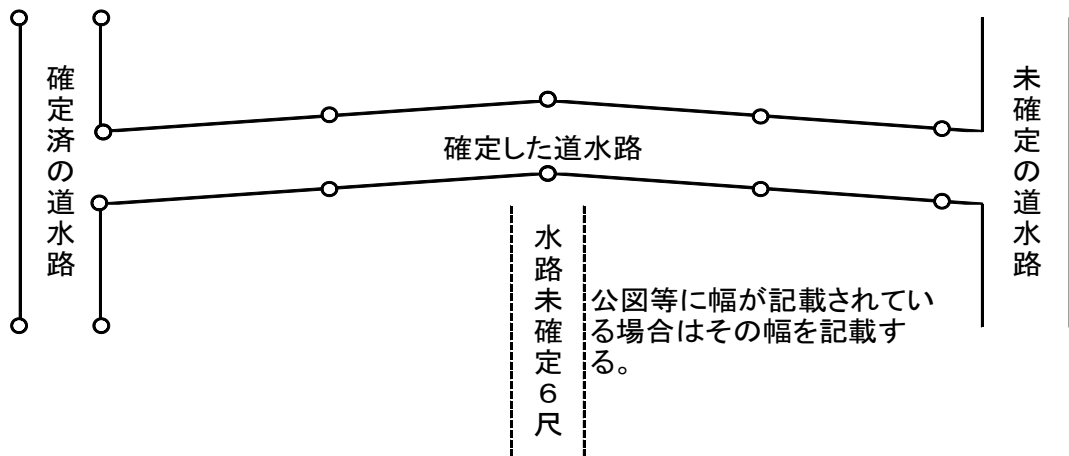


★未確定の道水路が中間にある場合

「未確定の道水路」が「確定した道水路」の直線上に接続する場合はその中心付近に埋標し、「未確定の道水路」は図のように記載する。



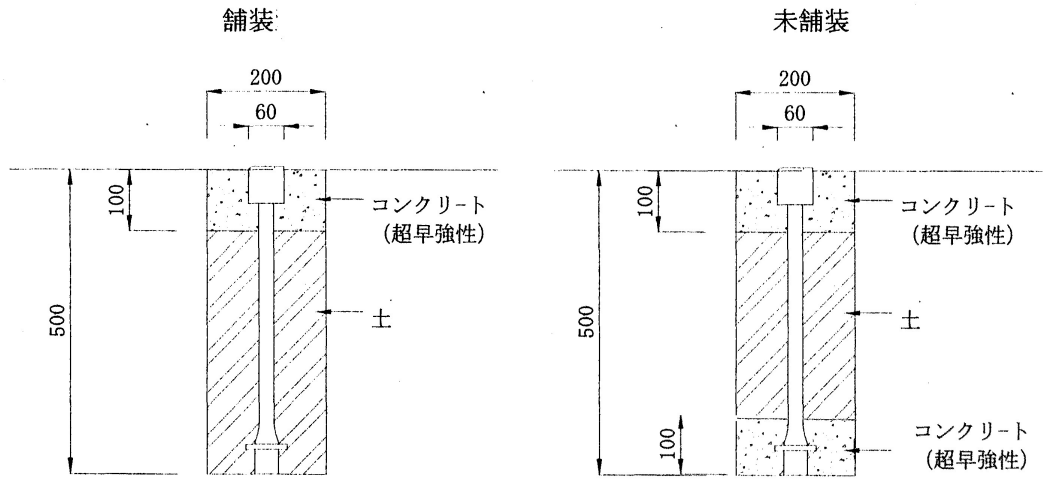
「未確定の道水路」が「確定した道水路」の折れ点上に接続する場合はその折れ点に埋標し、「未確定の道水路」は図のように記載する。



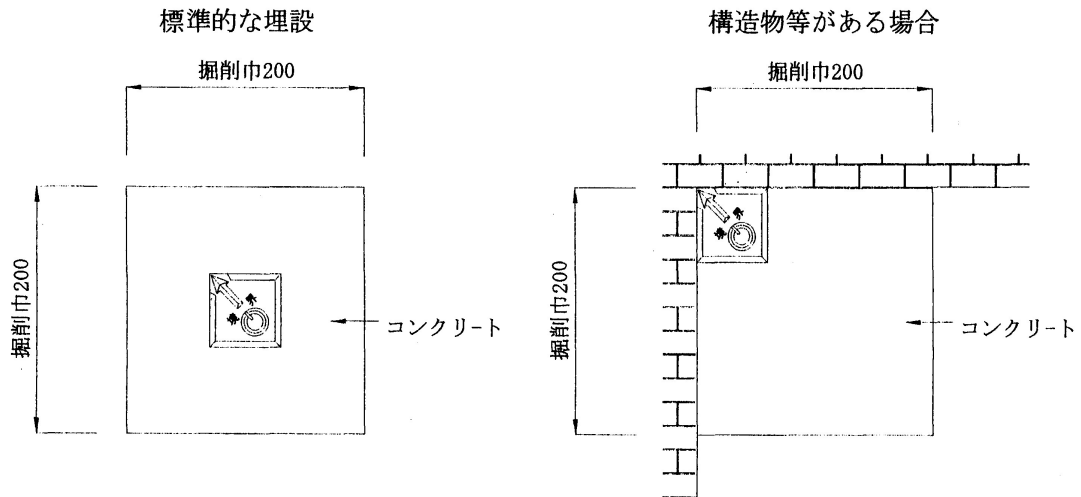
※将来に「未確定の道水路」を確定するときには手前止めした「確定した道水路」の承諾は不要とする。

境界杭埋設 標準構造図

断面図



平面図



境界確定図の様式

境界確定図を図化する様式は次のとおりとする。

1 際の線の種類と太さ

種 別	線 の 種 類	線の太さ (単位 : mm)
境界線 (確定)		0. 25
〃 (不調)		0. 20
幅員線		0. 15
行政界		0. 40
大字界		0. 30

2 タイトル・数字等の大きさ及び太さ

名 称	大きさ (単位 : mm)	太さ (単位 : mm)
杭間距離	1. 8	0. 25
幅員	2. 0	0. 25
境界点名	2. 0	0. 25
基準点名	2. 0	0. 25
路線名・水路	4. 0	0. 25
タイトル名	10. 0	0. 70
字名 市町村名	5. 0	0. 25
確定済 文書番号	3. 0	0. 25
委託番号等	5. 0	0. 30

フォントは文字、数字全てMSゴシック(全角)とする。

3 境界標・鉾・基準点等の種類と記号、図化する際の大きさ及び太さ

*線の太さは、0.13mm とする。

記号	種別	大きさ (単位 : mm)	摘要
○	新設 市境界杭	2.0	
⊕	既設 市境界杭	2.0	
●	新設 市明示板	2.0	
◎	既設 市明示板	2.0	
●	新設 鉾	1.0	
○	既設 鉾	1.0	
■	新設 民境界杭	1.5	
田	既設 民境界杭	1.5	
■	新設 民明示板	1.5	
□	既設 民明示板	1.5	
● ㊦	㊦上点	1.0	文字の大きさ及び太さは杭間距離と同等程度
▲	市基準点鉾	1.3	平4級
△	その他基準点	1.3	平多角等

4 特殊例

- (1) 神奈川県の場合、境界標記号の右上に「県」と表示
- (2) 国土交通省等、国関連の境界標の場合、境界標記号の右上に「国」と表示
- (3) 既設境界標で座標上の位置との誤差がある場合は、次の通り表示
 - ア 8(9)イ 既存の境界標の許容範囲内の場合・・・境界標マークのみ表示
 - イ 8(9)イ 既存の境界標の許容範囲外の場合・・・境界標マークの右上に「座」又は「Z」を付記
 - ウ 100mm<誤差 ……㊦上点とする
- (4) 境界標を地表よりも深く設置した場合は、境界標記号の右上に「埋」と表示

・認定道路の土地所有者が、平塚市以外の「官」である場合は「道路区域」と表記する

(例)

